

県内市町村の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」 に基づく健全化判断比率等について

令和4年度決算に基づく県内市町村等の状況は以下のとおりであり、早期健全化基準及び財政再生基準以上の市町村、並びに資金不足が生じている公営企業（特別会計）はありませんでした。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、各市町村長等は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て議会に報告し、かつ、住民に公表することとされています（第3条第1項及び第22条第1項）。

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率のある市町村はありません。

※これまで本県において、両比率に該当のあった市町村はありません。

(2) 実質公債費比率

① 早期健全化基準（25%）以上の市町村はありません。

※昨年度に引き続き、全ての市町村で早期健全化団体の基準を下回っています。

② 起債許可団体の基準（18%）以上の市町村もありません。

※昨年度に引き続き、全ての市町村で起債許可団体の基準を下回っています。

(3) 将来負担比率

早期健全化基準（350%）以上の市町村はありません。

※これまで本県において、早期健全化基準以上となった市町村はありません。

(参考) 早期健全化基準及び財政再生基準（市町村分）

区 分	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じて 11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じて 16.25%～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—

2 公営企業の資金不足比率

県内市町村、一部事務組合及び企業団が経営する116特別会計（R5.3.31現在）について、資金不足が生じている会計はありません。

○県内市町村の健全化判断比率の状況

(実質赤字比率・連結実質赤字比率)

(単位:%)

市町村名	実質赤字比率 ＜該当団体なし(黒字比率を参考表示)＞ ※早期健全化基準:11.25~15% ※財政再生基準:20%				連結実質赤字比率 ＜該当団体なし(黒字比率を参考表示)＞ ※早期健全化基準:16.25~20% ※財政再生基準:30%			
	R4年度決算		R3年度決算		R4年度決算		R3年度決算	
	比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準
前橋市	(6.57)	11.25	(5.14)	11.25	(12.73)	16.25	(11.53)	16.25
高崎市	(8.27)	11.25	(9.21)	11.25	(26.19)	16.25	(27.32)	16.25
桐生市	(9.98)	12.02	(13.32)	11.98	(28.34)	17.02	(32.35)	16.98
伊勢崎市	(6.90)	11.34	(6.95)	11.32	(35.84)	16.34	(34.81)	16.32
太田市	(7.18)	11.33	(6.25)	11.30	(12.08)	16.33	(11.16)	16.30
沼田市	(6.08)	12.85	(6.72)	12.81	(16.24)	17.85	(17.17)	17.81
館林市	(15.80)	12.64	(15.31)	12.62	(20.53)	17.64	(19.81)	17.62
渋川市	(7.42)	12.35	(10.69)	12.31	(13.98)	17.35	(17.79)	17.31
藤岡市	(5.63)	12.71	(8.43)	12.70	(21.75)	17.71	(24.47)	17.70
富岡市	(6.64)	12.98	(9.68)	12.95	(25.16)	17.98	(27.01)	17.95
安中市	(8.31)	12.73	(8.76)	12.70	(29.36)	17.73	(27.84)	17.70
みどり市	(12.42)	13.04	(10.85)	13.01	(18.01)	18.04	(16.01)	18.01
榛東村	(4.76)	15.00	(9.52)	15.00	(27.83)	20.00	(29.17)	20.00
吉岡町	(0.53)	15.00	(4.94)	15.00	(14.14)	20.00	(13.79)	20.00
上野村	(12.31)	15.00	(1.82)	15.00	(18.08)	20.00	(6.36)	20.00
神流町	(6.06)	15.00	(2.80)	15.00	(7.40)	20.00	(4.42)	20.00
下仁田町	(2.91)	15.00	(2.73)	15.00	(8.82)	20.00	(8.94)	20.00
南牧村	(12.39)	15.00	(13.63)	15.00	(13.38)	20.00	(14.99)	20.00
甘楽町	(8.60)	15.00	(7.82)	15.00	(24.66)	20.00	(21.98)	20.00
中之条町	(8.11)	14.16	(10.95)	14.07	(24.23)	19.16	(27.53)	19.07
長野原町	(14.25)	15.00	(12.79)	15.00	(34.85)	20.00	(33.22)	20.00
嬭恋村	(0.23)	15.00	(6.13)	15.00	(17.51)	20.00	(23.61)	20.00
草津町	(3.63)	15.00	(3.97)	15.00	(144.66)	20.00	(144.15)	20.00
高山村	(5.73)	15.00	(7.98)	15.00	(8.86)	20.00	(11.11)	20.00
東吾妻町	(4.87)	14.56	(4.73)	14.48	(8.64)	19.56	(9.44)	19.48
片品村	(11.33)	15.00	(16.90)	15.00	(14.47)	20.00	(19.14)	20.00
川場村	(24.44)	15.00	(13.59)	15.00	(29.45)	20.00	(17.29)	20.00
昭和村	(13.94)	15.00	(14.99)	15.00	(19.52)	20.00	(20.48)	20.00
みなかみ町	(8.53)	13.49	(8.16)	13.45	(18.85)	18.49	(17.55)	18.45
玉村町	(11.68)	13.82	(11.03)	13.76	(28.86)	18.82	(28.14)	18.76
板倉町	(15.53)	15.00	(19.96)	15.00	(19.48)	20.00	(23.36)	20.00
明和町	(6.90)	15.00	(10.01)	15.00	(9.58)	20.00	(13.13)	20.00
千代田町	(16.09)	15.00	(23.28)	15.00	(19.03)	20.00	(26.14)	20.00
大泉町	(8.94)	13.74	(9.45)	13.69	(12.25)	18.74	(11.68)	18.69
邑楽町	(7.93)	14.36	(7.12)	14.30	(15.40)	19.36	(13.50)	19.30
県平均	(8.05)		(8.59)		(21.52)		(21.84)	
市平均	(7.93)		(8.33)		(21.47)		(21.77)	
町村平均	(8.55)		(9.62)		(21.75)		(22.15)	

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当団体がないため黒字額の比率を()書きで参考表示している。

○県内市町村の健全化判断比率の状況

(実質公債費比率、将来負担比率)

(単位:%)

市町村名	実質公債費比率			将来負担比率		
	※早期健全化基準:25% ※財政再生基準:35%			※早期健全化基準:350%		
	R4年度決算 (R2~R4)	R3年度決算 (R1~R3)	増減	R4年度決算	R3年度決算	増減
前橋市	8.2	8.0	0.2	59.3	55.6	3.7
高崎市	4.2	4.5	▲0.3	29.5	33.6	▲4.1
桐生市	4.4	4.5	▲0.1	—	—	—
伊勢崎市	5.5	5.2	0.3	6.4	13.3	▲6.9
太田市	6.0	5.6	0.4	24.3	30.2	▲5.9
沼田市	6.5	6.6	▲0.1	55.0	62.8	▲7.8
館林市	5.6	5.3	0.3	85.3	87.1	▲1.8
渋川市	4.3	4.4	▲0.1	3.3	22.2	▲18.9
藤岡市	6.1	7.0	▲0.9	—	—	—
富岡市	7.7	7.6	0.1	—	—	—
安中市	7.6	8.1	▲0.5	—	—	—
みどり市	4.1	3.8	0.3	—	—	—
榛東村	7.7	8.2	▲0.5	—	—	—
吉岡町	7.2	7.6	▲0.4	0.5	6.3	▲5.8
上野村	6.1	7.2	▲1.1	—	—	—
神流町	6.9	6.6	0.3	—	—	—
下仁田町	8.1	8.5	▲0.4	—	10.5	皆減
南牧村	3.0	2.4	0.6	—	—	—
甘楽町	8.0	7.6	0.4	9.3	13.0	▲3.7
中之条町	11.2	10.5	0.7	—	—	—
長野原町	10.6	10.3	0.3	—	—	—
嬭恋村	10.5	9.8	0.7	—	—	—
草津町	4.0	4.2	▲0.2	—	—	—
高山村	7.7	6.8	0.9	—	—	—
東吾妻町	11.2	11.3	▲0.1	19.7	27.2	▲7.5
片品村	5.5	4.9	0.6	—	—	—
川場村	9.9	8.4	1.5	91.9	30.8	61.1
昭和村	4.7	5.1	▲0.4	—	—	—
みなかみ町	9.7	10.7	▲1.0	—	—	—
玉村町	3.5	3.8	▲0.3	—	—	—
板倉町	6.5	6.2	0.3	—	—	—
明和町	8.9	8.3	0.6	1.3	40.7	▲39.4
千代田町	5.4	4.9	0.5	—	—	—
大泉町	4.2	4.3	▲0.1	—	—	—
邑楽町	6.7	6.4	0.3	—	—	—
県平均	6.1	6.1	0.0	5.1	11.7	▲6.6
市平均	5.8	5.8	0.0	21.4	26.5	▲5.1
町村平均	7.4	7.3	0.1	(60.0)	(47.5)	▲12.5

(注) 将来負担額が負数となり比率が算定されない場合は「—」で示している。

1 健全化判断比率等について

(1) 実質赤字比率

市町村の行政事務本体における赤字の程度を示す指標。

各地方公共団体の全ての会計から独立採算を原則とする公営企業会計などを除いた「一般会計等」において、前年度の歳入が歳出に対して不足する額（繰上充用額）等を実質赤字額として捉え、その団体の地方税や地方交付税といった一般財源の標準的な規模に対する割合として示すもの。

なお、実質赤字額が生じない場合はこの比率は算定されない（資料では実質黒字額を参考表示）。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・実質赤字額：繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額
- ・標準財政規模：地方税、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税などの一般財源の規模

(2) 連結実質赤字比率

市町村の全ての会計の赤字と黒字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標。

一般会計等の実質赤字額、国民健康保険事業、介護保険事業などの特別会計の実質赤字額、上下水道などの公営企業会計の資金不足額から、実質黒字額及び資金剰余額を控除した結果、赤字額等が黒字額等を上回る場合の額を、連結実質赤字額として捉える。

なお、連結実質赤字額が生じない場合はこの比率は算定されない（資料では連結実質黒字額を参考表示）。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：
(各会計の実質赤字額・資金不足額) - (各会計の実質黒字額・資金剰余額)

(3) 実質公債費比率

市町村の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標（3か年平均で算定）。

一般会計等の借入金である地方債の償還額のほか、公営企業会計の地方債償還額について一般会計等が負担する額、一部事務組合等の地方債償還額について当該市町村一般会計等が負担する額、債務負担行為に基づく支出額のうち地方債の償還に準ずる経費等を含めた額（準元利償還金）を、実質的な公債費として捉える。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(4) 将来負担比率

市町村が翌年度以降において負担することが確定又は見込まれる債務の大きさ（将来負担額）を示す指標。

翌年度以降において負担することが確定している債務は、地方債の償還額、公営企業会計や一部事務組合等における地方債の償還額に対するその団体の一般会計等からの負担額、債務負担行為に基づく支出予定額のうち公債費に準ずる経費等である。

また、負担が見込まれる債務としては、算定時点で債務の負担額が確定している訳ではないが、退職手当負担見込額のように将来の負担が確実に見込まれるものや土地開発公社の負債額、第三セクター等に対する損失補償債務などのように、将来の負担の可能性のあるものを捉えて算定する。

なお、上記により算定した将来負担額からは、当該団体が設置している基金、公営住宅使用料など、債務の償還に使うことのできる収入として見込まれる特定財源の額、地方交付税の基準財政需要額への算入見込額を控除することとされている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$

(5) 資金不足比率

地方公共団体（一部事務組合等を含む。）が経営する上下水道事業、病院事業、観光施設事業などの公営企業の資金不足額の程度を示す指標（各特別会計ごとに算定）。

それぞれの事業において当期の現金収入が当期の現金支出に不足する額を資金の不足額として捉え、料金収入等（事業の規模）に対する比率として示したもの。

なお、資金不足額が生じない特別会計はこの比率は算定されない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

2 財政健全化計画等の策定義務等

健全化判断比率等が早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準以上となった場合、財政健全化計画等の策定義務が生じることになります。

(1) 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった場合

- ・ 個別外部監査を実施し、年度末までに議会の議決を経て財政健全化計画を策定し公表。
(財政健全化計画を策定した団体を「財政健全化団体」といいます。)
- ・ 計画策定の翌年度以降は、毎年9月30日までに計画の実施状況を議会に報告し公表。
- ・ 知事は、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が著しく困難であると認められるときは、当該団体の長に対し必要な勧告をすることができる。

(2) 健全化判断比率が財政再生基準以上となった場合

- ・ 当該年度中に外部監査を実施し、議会の議決を経て財政再生計画を策定し公表。
(財政再生計画を策定した団体を「財政再生団体」といいます。)
- ・ 計画策定の翌年度以降は、毎年9月30日までに計画の実施状況を議会に報告し公表するとともに、総務大臣に報告。
- ・ 再生団体の長は財政再生計画に基づいて予算を調製しなければならない。
- ・ 財政再生計画について総務大臣の同意を得ていない場合は、災害復旧事業費の財源とする場合等一部の例外を除き地方債を発行できない。
- ・ 総務大臣は再生団体の財政運営が財政再生計画に適合しないと認められる場合等財政の再生が困難であると認められるときは、当該団体の長に対し予算の変更、財政再生計画の変更等必要な勧告をすることができる。

(3) 資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合

- ・ 当該年度中に外部監査を実施し、議会の議決を経て経営健全化計画を策定し公表。
(経営健全化計画を策定した団体を「経営健全化団体」といいます。)
- ・ 計画策定の翌年度以降は、毎年9月30日までに計画の実施状況を議会に報告し公表。
- ・ 知事は、経営健全化計画の実施状況を踏まえ、経営の健全化が著しく困難であると認められるときは、当該団体の長に対し必要な勧告をすることができる。